

● 仮称 自殺の防止に関する条例 検討の流れ（正副委員長案）

① 健康福祉委員会で協議することについて、合意



② 所管局から、本市の現状と取組についての説明



③ 提案時の資料に沿って、各項目（追加したい項目を含む）ごとに各会派から意見を出して、所管局に意見聴取しながら協議 【複数回開催】



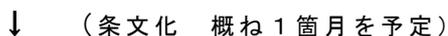
④ 条例の骨子案の一時確定



⑤ パブリックコメントの実施（概ね実施期間として1箇月を予定）



⑥ 条例の骨子案の決定



⑦ 条例案の決定



⑧ 健康福祉委員会から議案として提出



⑨ 議会運営委員会で議案を確認



⑩ 本会議で議決